

令和5年 国民生活基礎調査を実施します

☎ まちづくり課 まちづくり係
☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線342)

厚生労働省が、6月1日(木)を基準日として国民生活基礎調査を実施します。

この調査は、保健・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的な事項に関する調査であり、国および地方公共団体の行政施策立案に向けた重要な資料となります。

5月下旬から、調査員が対象地域の世帯を訪問しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

▶ **対象地域** 昭穂区・山の神区の一部

ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

☎ 福岡県粕屋保健福祉事務所 ☎ 939-1529

はかりの定期検査を実施します

☎ 地域振興課
☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線214)

計量法に基づき、はかりの定期検査を実施します。はかりを取引・証明に使用している人は必ず受検してください。

検査の対象は商店や事業所で取引や証明用に使用している「はかり・分銅・おもり」です。

大型のはかり(ひょう量が300kgを超えるもの)の検査については、下記までお問い合わせください。

▶ **日時** 5月16日(火) 10時~12時
13時~15時

▶ **場所** カルチャーセンター 1階 大会議室

☎ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会 ☎ 939-2945



3歳児健診で目の屈折検査を実施しています

☎ 須恵町子育て世代包括支援センター(健康増進課)
☎ 687-1530(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線168)

令和5年4月から、3歳児健診において、従来の視力検査に加え、目の屈折検査を実施しています。

視力について

視力が発達する時期は、3歳から5歳がピークで、6歳ごろには成人とほぼ同等になると言われています。この時期に屈折異常や斜視などの問題があり治療が遅れると、視力が正常に発達せず弱視となってしまうことがあります。子どもは見えにくさを自覚していないことが多く、家族も気づきにくいことが多いため、異常を早期に発見し、適切な治療につなげることが重要です。

検査方法

スポットビジョンスクリーナーという機械を使って検査を行います。お子さんは抱っこされた状態のまま、カメラで写真を撮られる感覚で検査できます。

検査でわかること

屈折検査は、目のピントが合うために必要な度数(屈折)を調べる検査です。近視・遠視・乱視などの屈折異常や屈折の左右差、瞳孔不同、斜視などを発見できます。



- 昇格・異動**
- 〔福祉課〕
課長補佐 白水 婦美(総務課課長補佐)
主任主事 中牟田 勝治(住民課主事)
 - 〔住民課〕
係長 黒木 利信(下水道課係長)
主任主事 笠原 勝之希(税務課主任主事)
 - 4月1日付で、職員の仕事異動が次のとおり行われました。
()内は旧所属、旧役職。

- 退職**
- 藤木 敦子(須恵南幼稚園園長)
 - 犬山 弘平(地域振興課主事)
 - 3月31日付で、2人が退職しました。
()内は旧所属、旧役職。



- 〔総務課〕**
- 付参事(清掃施設組合派遣) 御手洗 德行(健康増進課課長補佐)
 - 係長(防災対策室) 川上 仁史(都市整備課主任主事)
 - 係長 上野 淳(下水道課主任主事)
 - 主任主事 百田 美加(総務課主事)
 - 主事 松崎 克秀(下水道課主事)

- 〔健康増進課〕**
- 課長補佐 平島 信一(地域振興課長補佐)
 - 〔下水道課〕
係長 百田 誠也(総務課(防災対策室)主任主事)
 - 主任主事 溝口 将大(社会教育課主事)
 - 主事 岡本 滉平(総務課主事)
 - 〔都市整備課〕
係長 荻 邦寿(子育て支援課係長)
 - 〔地域振興課〕
係長 有働 富美(都市整備課係長)
 - 主任主事 堀 博行(地域振興課主事)
 - 主事 松尾 佳凜(福祉課主事)

- 新規採用**
- 木場 光太郎(地域振興課主事)
 - 富岡 正治(都市整備課主事)
 - 石橋 彩也香(子育て支援課主事)
 - 森田 菜水(社会教育課主事)
 - 〔子育て支援課〕
園長 古賀 美佐子(須恵南幼稚園長補佐)
 - 園長補佐 田中 美和(須恵南幼稚園主管教諭)
 - 主管教諭 三角 房子(住民課係長)
 - 主事 佐藤 遥香(健康増進課主事)

- 〔まちづくり課〕**
- 係長 工藤 隆史(学校教育課係長)
 - 主任主事 工藤 翔太(地域振興課主事)
 - 〔ふるさと応援課〕
課長補佐 白水 誠(下水道課長補佐)
 - 〔学校教育課〕
主任主事 横佐 古 遥香(総務課付主任主事(後期高齢者医療広域連合派遣))
 - 主任主事 工藤 奈々(学校教育課主事)

小中学生の就学援助申請受付について

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は、役場2階 学校教育課へお越しください。

対象者

生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

申請期間

6月1日(木)~6月21日(水)
8時30分~17時15分(土日を除く)
※6月21日(水)は夜間役場のため20時まで受付
※受付期間を過ぎた場合は、その翌月からが支給対象となります。

申請に必要な物

- 校納金振替口座の通帳
- 所得証明書(令和5年1月2日以降に須恵町に転入した世帯で、18歳以上の人全員分)
- 児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)
- ※就学援助申請書は、役場2階 学校教育課に備え付けています。

援助期間

- ① 申込期間中の申請の場合⇒4月分から援助
- ② 申込期間後の申請の場合⇒申請した翌月分から援助

支給時期

8月末、12月末、令和6年3月末の年3回

その他

- 5月下旬に小・中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布します。
- 就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
- これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。令和5年度も就学援助を希望する場合は、必ず上記期間中に申請してください。

